

□□□-□□□□

住 所 _____

氏 名 _____ 様

第 号
令和 年 月 日
税務署長 _____ ㊟

承認
現物出資に係る事業用資産についての 贈与税 額の再計算免除申請に対する 却下 通知書 (通知用)
一部却下

令和 年 月 日付で提出があった
租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7第21項
租税特別措置法施行令第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法第70条の7の2第22項
承認
の規定に基づく申請を 却下 します。
一部却下

- 1 承継会社の名称 _____
- 2 猶予中の 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 3 申請があった再計算猶予中 贈与税 相続税 額 _____ 円
- 4 申請があった剰余金の配当等の額 _____ 円
- 5 申請があった再計算免除 贈与税 相続税 額 _____ 円
- 6 免除した 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 7 却下した再計算免除 贈与税 相続税 の額 _____ 円
- 8 却下した理由

- 9 猶予期限が確定した 贈与税 相続税 の額 (猶予確定税額) _____ 円
ほか利子税の額 _____ 円
- 10 猶予確定税額の猶予期限 令和 年 月 日
- 11 猶予期限が確定した理由

- 12 引き続き納税の猶予がされる 贈与税 相続税 の額 _____ 円

上記9の猶予確定税額及び利子税の額は、上記10の猶予期限までに同封の納付書により日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(ゆうちょ銀行を含む。))又は当税務署へ納付してください。
なお、上記10の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記9の猶予確定税額に、上記10の猶予期限の翌日から完納の日まで延滞税が加算されますので、猶予確定税額及び利子税の額と併せて納付してください。